

（１）過疎地域

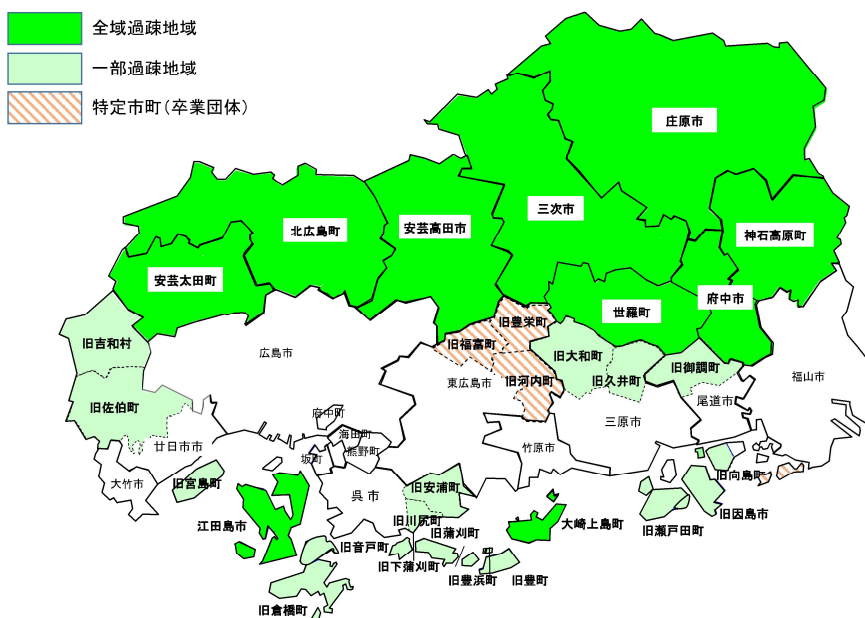
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による過疎地域の要件を満たす地域においては、人家等のみを対象とした急傾斜地の抽出を行い、人家等のない急傾斜地の抽出は行わない。

過疎地域の要件を満たす地域は人口の減少が著しく、高齢者比率が高く、若年者比率が低い傾向がある。したがって、過疎地域では人家等のある急傾斜地は抽出するが、人家等のない急傾斜地は、将来人家等の立地の可能性が低いいため抽出しないこととする。

表Ⅲ-1.1 広島県の過疎地域一覧（令和４年４月１日時点）

公示年月日	公 示 市 町 村
令和３（２０２１）年 ４月１日	《全域過疎》 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、 安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 《一部過疎》 呉市のうち旧音戸町・旧倉橋町・旧下蒲刈町・旧蒲刈町・旧川尻町・ 旧豊浜町・旧豊町 三原市のうち旧大和町・旧久井町 尾道市のうち旧因島市・旧瀬戸田町・旧御調町・旧向島町 廿日市市のうち旧吉和村・旧宮島町
令和４（２０２２）年 ４月１日	《一部過疎》 呉市のうち旧安浦町 廿日市市のうち旧佐伯町

旧法である過疎地域自立促進特別措置法では過疎地域に指定されていた、福山市のうち旧内海町、東広島市のうち旧福富町・旧豊栄町・旧河内町は、過疎地域から外れるものの、経過措置を受ける特定市町村として令和３（２０２１）年４月１日に公示されている。



図Ⅲ-1.3 広島県の過疎地域

出典）広島県過疎地域持続的発展方針（令和４年５月改訂）